

青少年育成協議会活動支援要綱

令和6年4月1日

地域協働局長決定

第1章 総則

(目的等)

第1条 この要綱は、青少年育成協議会（以下「青少協」という。）の地域における青少年の健全育成活動を支援するために必要な手続きを定めることにより、青少協を通じて、本市の青少年健全育成施策の推進を図ることを目的とする。

2 補助金の交付については、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年4月1日神戸市規則第38号、以下「補助金規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

3 補助金の交付の手続については、神戸市地域活動に関する補助金等の交付の手続に関する要綱（平成28年3月24日市長決定）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(青少協の組織および活動)

第2条 この要綱において青少協とは、第2項から第7項に定めるところにより組織した団体で、第4条第2項の規定により区に登録されたものとする。

2 青少協は、次代を担う青少年が夢と希望を持って自立と自己実現を図るとともに、社会への貢献を果たすよう、青少年の育成および青少年を取り巻く環境づくりを進めていくことを目的とし、地域の実情に応じて必要な活動を行う。

3 青少協は、原則として小学校区をその活動範囲とし、同一小学校区に重複して第4条第2項の規定による登録はできないものとする。ただし、区長が特に必要と認める場合はこの限りでない。

4 第4条第2項により登録する青少協の名称は、前項の活動範囲を示す語句と青少年育成協議会を用いるものとする。

5 第2項の目的に賛同し、活動に積極的に参画する市民を青少協の構成員とし、これを青少年育成委員と称するものとする。

6 1団体あたりの青少年育成委員の人数は、おおむね20人以上であるものとする。ただし、特段の事情があると区長が認めた場合はこの限りでない。

7 青少協は、団体規約を作成し、毎年度少なくとも1回は会計監査および総会を行うものとする。

(市の支援施策)

第3条 市は、青少協の活動を推進するため、情報提供、研修、表彰、補助金の交付その他必要な支援を行うものとする。

第2章 団体登録

(団体登録の申請)

第4条 第2条に規定する青少協として活動する団体は、団体登録申請書（様式第1号、以下「登録

書」という。)を区長に提出するものとする。

- 2 区長は、前項の申請があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、当該団体を青少協として登録し、その旨を団体登録決定通知書(様式第2号)により当該団体に通知するものとする。
- 3 青少協は、登録内容に変更があった場合は、区長の定めるところにより届け出なければならない。
- 4 青少協は、第2項による登録を廃止する場合は、団体登録廃止届出書(様式第3号)を区長に提出しなければならない。

第3章 青少年育成協議会活動に対する補助金

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする青少協は、活動補助金交付申請書(様式第4号)およびその他区長が必要と認める書類を区長に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

- 第6条** 区長は、前条の申請があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、補助金の交付決定を行い、当該青少協に対し、活動補助金交付決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。このとき、区長は必要な条件を付することができるものとする。
- 2 前項の補助金の額(以下、「交付決定額」という。)は、区長が別に定める上限を超えない範囲の額とし、予算の範囲内で区長が決定するものとする。
 - 3 第1項の通知を受けた青少協は、交付決定額の全部について、活動補助金交付請求書(様式第6号、以下「請求書」という。)を区長に提出することにより請求するものとする。
 - 4 区長は、前項の請求があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認める場合は、補助金規則第18条第2項の規定に基づき、速やかに補助金の交付決定額の全部を当該青少協に交付するものとする。

(活動報告および補助金の確定および精算等)

- 第7条** 前条の規定により補助金の交付を受けた青少協は、当該補助金を受けた事業の終了後、速やかに実績報告書(様式第7号)およびその他区長が必要と認める書類を区長に提出しなければならない。
- 2 区長は、前項の実績報告書を審査し、補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付決定額を上限として、補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書(様式第8号)により当該青少協に通知するものとする。
 - 3 区長は、前項により確定した補助金の交付額(以下、「交付確定額」という。)が、交付決定額と同額である場合は、補助金規則第16条第2項の規定に基づき、前項の規定による通知を省略することができる。
 - 4 区長は、交付確定額が交付決定額より減額となった場合は、当該青少協に対して速やかに当該差額を請求するものとする。

5 当該青少協は、前項の請求があった場合は、定められた期限までに、区長の指定した方法により、補助金を返還しなければならない。

(補助金の対象経費および管理等)

第8条 交付を受けた補助金の対象となる経費は、青少協が主体となって当該年度内に実施する事業に要する経費で、次に掲げるものとする。

- (1) 青少年が主体的に参加できる地域ぐるみの体験・交流活動
- (2) 青少年が地域で安心して過ごせる環境づくり活動
- (3) 青少年の健全育成および非行防止活動
- (4) 地域で青少年の育成活動を行っている団体等と連携・協力した活動
- (5) その他青少年育成に必要な活動

2 青少協は、活動資金の管理のため、次の各号に掲げる方法等により適正な経理を行わなければならない。

- (1) 活動資金を管理するための口座の設置
- (2) 帳簿の整備、管理および領収書等の保管

3 青少協は、区長の請求に応じ、補助金の使途に関する会計についての報告および帳簿等の関係書類の提出をしなければならない。

第4章 雑則

(施行細目の委任等)

第9条 この要綱の施行に関し必要な細目は、地域協働局地域活性課長が定める。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行日の前日において、青少年育成協議会活動支援要綱（令和6年3月31日廃止子ども家庭局長決定）第4条第2項に定める青少協として登録されている団体は、第4条第1項の申請を省略することができるものとする。